

令和 5 年度 大東市奨学生志望のしおり

大東市教育委員会

大東市奨学金制度は、高等学校や大学等において修学する志望をもちながら、経済的理由により修学が困難な者に対して学資の貸し付けを行い、教育の機会均等を図るとともに、社会有用の人材の育成を目的としています。

奨学金は学資として無利子で貸与するもので、卒業後必ず返還しなければなりません。返還された奨学金は、直ちにその年の後輩に貸し付けされます。

1. 出願資格

- (1) 大東市に1年以上住所を有する方が保護する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部を含む）・高等専門学校・専修学校（高等課程に限る）・各種学校（教育委員会が規則で定めるもの）・短期大学（専門職短期大学を含む）・大学（専門職大学を含む）に進学するか、在学中であること（通信課程は除く）。
- (2) 経済的理由により修学が困難と認められる者であること。
- (3) 奨学生の保護者全員の所得金額が、別表1の選定基準額以下であること。
選定基準額を超えていても、保護者の病気や会社都合による退職・休職等により生活状況が著しく悪化した場合は、別途相談ください。
また、世帯人員（奨学生、保護者および保護者の扶養家族をいう。）の中に、別表2の特別事情に該当する者がいる場合、所得金額からその特別控除額を差し引いた後の金額が選定基準額以下であれば該当します。
- (4) 大阪府育英会との併給を受けないこと。（※高等教育の修学支援新制度等との併給は可能）

2. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、毎学年4月に在学証明書を提出しなければなりません。
- (2) 貸付期間中および貸付終了後の返還期間内に、本人・保護者・連帯保証人の住所等に変更があった場合は速やかに報告しなければなりません。
- (3) 貸付終了時には、大東市教育委員会の指示に従い、「奨学金返還計画書」および「奨学金借用証書」を提出しなければなりません。奨学金は、貸付終了後10年を限度として返還していただきます（返還計画については、別表3を参照。）。
- (4) 奨学金の返還を正当な理由なく怠った時は、延滞金（年利5%）が課せられます。ただし、災害や疾病等により返還が困難になったときは、定められた手

続きをすれば、一定期間返還を猶予されます。

3. 貸付金額及び貸付期間

(1) 貸付金額

区分	種類		備考
	修学金 (月額)	入学一時金 公立 私立	
高等学校	6,000円	10,000円 70,000円	高等専門学校、 専修学校を含む
大学	12,000円	80,000円 100,000円	短期大学・専門 職大学・専門職 短期大学を含む

(2) 奨学金貸付期間…正規の最短修学年限

4. 募集期間

令和5年1月5日(木)～令和5年3月31日(金)(土日祝日除く)

5. 出願手続

志望者は、次の書類を下記提出先まで提出してください。

(1) 奨学生願書(様式第1号)…教育委員会学校管理課または大東市内の学校にあります。

※学校管理課での配布は令和5年1月5日からになります。

(2) 奨学生の世帯全員が記載されている住民票の写し(本籍地の記載があるもの) (在留カード・特別永住者証明書でも可)

(3) 連帯保証人の住民票の写し(本籍地の記載があるもの)(在留カード・特別永住者証明書でも可)

※連帯保証人は世帯人員以外で成人の方を選んでください(連帯保証人の方に電話等で確認させていただくことがあります。)

(4) 令和4年度市・府民税決定証明書(保護者全員分)

※令和3年中の所得の記載がある証明書です。

(5) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が世帯人員にいる場合は、願書にその旨を記載した上で、その手帳の写しを提出してください。

※マイナンバーに関する注意点

提出していただく住民票や市・府民税決定証明書にマイナンバーは不要ですので、マイナンバーを除いた書類を提出してください(各書類を市役所の窓口で請求する際に、「マイナンバーはいりません。」と伝えてください。)

6. 採否決定

採否決定は、申請者に郵送にて通知します（1月、2月に申請された方は3月下旬、3月に申請された方は4月下旬に通知予定。決定に関する電話でのお問合せにはお答えできません。）。

7. 願書等の記入についての留意事項

- (1) 願書等の記入には**黒のボールペン**を使用し、氏名に必ず**ふりがな**をつけてください。
- (2) 署名捺印が必要な箇所は、該当する方が**各自で記入捺印**してください。

<提出（問合せ）先>

提出（問合せ）先	大東市教育委員会事務局 教育総務部学校管理課
住 所	〒574-0076 大東市曙町4番6号 市民会館5階
電話番号	072-870-9642（直通）
ホームページ	（ <input type="text" value="大東市 奨学金"/> で検索するか下記URLを直接入力）

<http://www.city.daito.lg.jp/kakukakaranoosirase/gakoukyoiku/gakoukanri/1301292716657.html>

【別表1 選定基準額】

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人
所得金額 (円)	3,328,000	3,708,000	4,088,000	4,468,000	4,848,000	5,228,000

注1 所得金額

保護者全員の総収入金額の合計額から、必要経費を差し引いた後の金額（給与所得者にあつては、給与所得控除後の金額）をいいます。

注2 世帯人員（奨学生、保護者および保護者の扶養家族のこと）の例

父（保護者）・母（保護者）・兄・奨学生・弟の5人家族のうち、兄に所得があり被扶養者でない場合、父・母・奨学生・弟の4人が世帯人員となります。

【別表2 特別控除額】

特別事情および特別控除額	
就学者 (出願者含む)	世帯人員の幼稚園（保育園）・小学校・中学校の園児・児童・生徒 1人につき 60,000円
	世帯人員の高等学校・高等専門学校（1・2・3学年）・ 専修学校（高等課程）の生徒1人につき 120,000円
	世帯人員の高等専門学校（4・5学年）・（短期）大学・ 専修学校（専門課程）の学生・生徒1人につき 国公立 250,000円 私立 490,000円
長期療養者	世帯人員に、前年中および今年中に14日以上にわたり入院実績 のある方または手術を伴う入院をした方がいる場合 270,000円
障害者	世帯人員の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けている方1人につき 270,000円

【計算方法】

(令和3年中の所得金額)

(特別控除額)

(差引合計)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{①} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{②} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{③} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

(注) 計算した③の金額が、別表1の選定基準額以下になるか確認してください。

【別表3 奨学金返還例】

貸付総額	月賦	回数	最終月
公立高校に進学 226,000円	3,000円	76回(6年4ヵ月)	1,000円
	5,000円	46回(3年10ヵ月)	1,000円
私立高校に進学 286,000円	3,000円	96回(8年)	1,000円
	4,000円	72回(6年)	2,000円
	5,000円	58回(4年10ヵ月)	1,000円
国公立大学に進学 656,000円	6,000円	110回(9年2ヵ月)	2,000円
	8,000円	82回(6年10ヵ月)	
	10,000円	66回(5年6ヵ月)	6,000円
私立大学に進学 676,000円	6,000円	113回(9年5ヵ月)	4,000円
	8,000円	85回(7年1ヵ月)	4,000円
	10,000円	68回(5年8ヵ月)	6,000円

※ こちらは返還額の一例です。この表とは異なる金額での返還も可能です。

※ 返還時期に納付書を送付しますので、金融機関（ゆうちょ銀行を除く）において返還していただくことになります。令和5年1月5日現在、コンビニエンスストアでは返還できません。

なお、正当な理由がなく返還を滞納したときは、奨学生・保護者・連帯保証人に文書・電話または訪問による督促を行い、それでも返還のないときは、大東市奨学貸付条例、大東市奨学貸付条例施行規則および法の定めに従い厳しい措置を行うことがあります。

返還を含め詳細については、下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

大東市教育委員会事務局 教育総務部学校管理課

住 所 〒574-0076 大東市曙町4番6号 市民会館5階

電 話 番 号 072-870-9642 (直通)

ホームページ (で検索するか下記アドレスを直接入力)

<http://www.city.daito.lg.jp/kakukakaranoosirase/gakoukyoiku/gakoukanri/1301292716657.html>